



※1 所定の勤務経験・イ 司書補の職・ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員、その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

その他の司書補の職と同等以上の職については、図書館法 [\(図書館奉仕 第三条\)](#) をご参照ください

※2 その他・高等学校卒業以外の要件で大学に入学することのできる方